

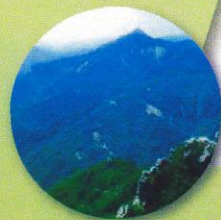
三重県

産業廃棄物の適正な処理の 推進に関する条例

(平成21年4月1日施行)

(平成23年3月23日改正)

(令和2年3月24日改正)



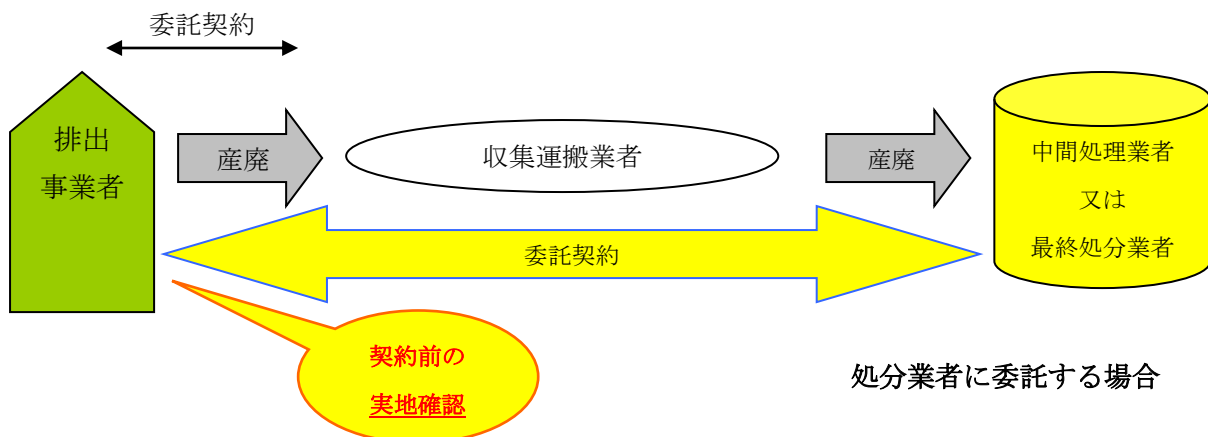
三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の皆さんの現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、この条例を制定しました。

1 産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ

- ・産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先が処分するための能力を現に有していることを確認してください。
- ・産業廃棄物の発生場所以外で保管する場合は、県に届け出てください。

(1) 処分を委託する場合の確認等（第7条）

- ・事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者（注1）に委託しようとするときは、委託しようとする処分業者が、その産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを実地に確認してください。
- ・「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）（注2）」への処分の委託については、実地確認以外での間接的な方法による確認（優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること）を可としています。
- ・また、確認した事項を記録し、5年間保存しておかなければなりません。その確認をした日から1年を経過した日以後、引き続き同じ処分業者に委託しようとするときも同様です。



(注1：産業廃棄物処分業者とは、産業廃棄物の中間処理や最終処分について、許可を受けて行う事業者をいいます。)

(注2：優良認定処理業者とは、廃棄物処理法に基づき通常の許可基準よりも厳しい基準に適合すると認定された産業廃棄物処理業者（許可証に「優良」が記載されます。）をいいます。)

- ・処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、その処分業者への搬入の停止など、必要な措置を講じた上、不適正な処分の状況や講じた措置の内容を県に報告してください。

(2) 産業廃棄物の保管場所に係る届出（第8条）

- ・事業活動に伴って生じた産業廃棄物をその産業廃棄物が生じた工場や解体作業現場等以外の場所（県の区域内に限ります。）で自ら保管するときは、保管を開始する日までに、その産業廃棄物の保管場所について、下記の事項を届け出てください。

- ◆ 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 保管場所の所在地、面積、土地所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 産業廃棄物の種類及び数量
- ◆ 産業廃棄物の保管の方法
- ◆ 保管場所の使用開始予定年月日

<適用除外>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ◆ 保管場所の面積が 100 m²に満たないとき。
 - ◆ 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。
 - ◆ 産業廃棄物処理施設（注 3）が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。
 - ◆ 産業廃棄物の保管を開始した日から 3 日以内（保管を開始した当日は含まない。）の保管をするとき。（例えば、金曜日に産業廃棄物の保管を始め、月曜日までにその場所から全ての産業廃棄物を搬出する場合などです。）
 - ◆ PCB 特別措置法第 8 条（同法第 15 条において準用する場合を含む。）の届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。
 - ◆ 自動車リサイクル法で規定する関連事業者（注 4）が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。
 - ◆ 廃棄物処理法の規定に基づき届出が行われる産業廃棄物の保管をするとき。
 - ◆ 廃棄物処理法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管するとき。
- ・ 届出事項に変更があつた場合や、保管場所の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を県に**届け出**てください。

（注 3：ここでいう産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物の破碎や焼却などを行うための、廃棄物処理法で定められた一定規模以上の処理能力を備えている施設をいいます。）

（注 4：自動車リサイクル法で規定する関連事業者とは、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいいます。）

（3）保管場所に係る届出違反に対する罰則（第 44 条、第 45 条）

- ・ 保管場所の届出を行わなかつた場合は **10 万円以下の罰金**、変更・廃止の届出を行わなかつた場合は科料に処されます。

2 三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする 県外排出事業者の皆様へ

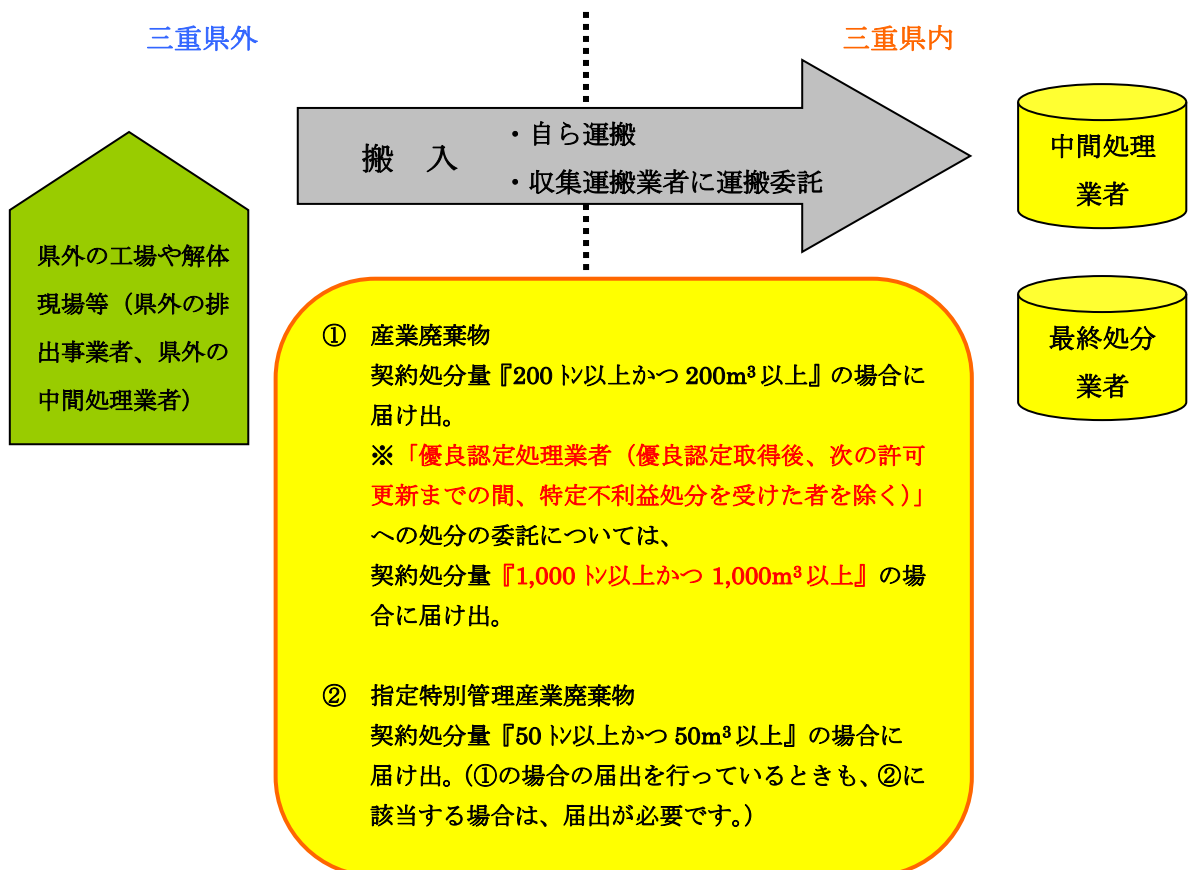
事前に搬入の内容を届け出てください。

(1) 県内搬入に係る届出（第9条第1項、第10条第1項）

- ・ 県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、搬入しようとするときは、搬入する日の **15 日前までに**、搬入する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間等について、県に**届け出**てください。
- ・ 届出事項に変更がある場合は、変更しようとする日の **15 日前までに**、その旨を県に**届け出**てください。

(2) 指定特別管理産業廃棄物に係る届出（第9条第2項、第10条第2項）

- ・ 廃棄物処理法に規定する**特定有害産業廃棄物のうち廃石綿等以外の特定有害産業廃棄物**（「**指定特別管理産業廃棄物**」といいます。（注5））などを県内で処分するため、搬入しようとするときは、その搬入する日の **20 日前までに**、搬入する指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間等を県に**届け出**てください。
- ・ 届出事項に変更がある場合は、変更しようとする日の **20 日前までに**、その旨を県に**届け出**てください。



(注5：指定特別管理産業廃棄物とは、下記の産業廃棄物をいいます。)

- 廃 PCB 等：廃 PCB、PCB を含む廃油
- PCB 汚染物：産業廃棄物のうち、PCB が染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCB が塗布され又は染み込んだ紙くず、PCB が付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCB が付着した陶磁器くず、がれき類
- PCB 処理物：廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもので、所定の基準を満たさないもの
- 鉱さい：環境省令で定める判定基準（*）に適合しないもの
- その他
 - ・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準（*）に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物
 - ・輸入廃棄物の焼却炉から発生したばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物等
- 廃油（廃溶剤）：政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン（いずれも廃溶剤に限る。濃度に関わらない。）又はこれらの処理物
- 指定下水道汚泥
- 廃水銀等：廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので、所定の基準を満たさないもの

(*) 環境省令で定める判定基準：三重県のホームページからご覧いただけます。

三重県のホームページのサイト内検索で「産業廃棄物処理の手引き」を検索してご覧ください。

(3) 勧告及び公表（第 11 条）

- ・ 県は、(1) 又は (2) の届出に係る産業廃棄物について、不適正な処分が県内で行われるおそれがある場合は、届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを**勧告**する場合があります。
- ・ また、勧告を受けた県外排出事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容並びに当該県外排出事業者の**氏名又は名称を公表**する場合があります。
- ・ 県は、県外排出事業者が (1) 又は (2) の届出を行わないで産業廃棄物を県内に搬入したときは、その旨を**公表**することがあります。

(4) 指定特別管理産業廃棄物に係る報告等（第 12 条）

- ・ 県は、(2) の届出があったときは、速やかにその内容をその指定特別管理産業廃棄物の処分が行われる場所の所在する**市町に通知**します。
- ・ 届出等の内容はその届出等に関する事務を取り扱う地域機関で閲覧することができます。

3 解体工事の受注者（元請業者）の皆様へ

発注者に対し、解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理に関して、書面で説明及び報告をしてください。

(1) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条第1項～第3項）

- ・ 解体工事を始める前に、発注者に対し、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について書面にて説明してください。
- ・ 解体工事を完了したとき（解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したとき）は、発注者に対し、産業廃棄物を適正に処理した旨を書面にて報告してください。
- ・ また、これらの書面の写しを5年間保存しておかなければなりません。

《対象とする解体工事》

建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積 80m²以上、工作物の解体：請負金額 500 万円以上）

※上記対象建設工事の規模未達の解体工事については努力義務となります。

《発注者への説明内容等》

工事開始前及び工事完了後、それぞれ次の書面を交付して次の期日までに説明を行ってください。

<工事開始前>

書面：当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの

①発生見込量、②予定処分先、③予定処分方法、④処理費用を記載した書面

期日：工事を開始する日まで

<工事完了後>

書面：適正に処理した旨を記載した書面を交付するとともに、以下のいずれかを提示。

①産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

②電子マニフェストの写し

③同等の内容が記載された書面（元請業者自らが処分を行った場合）

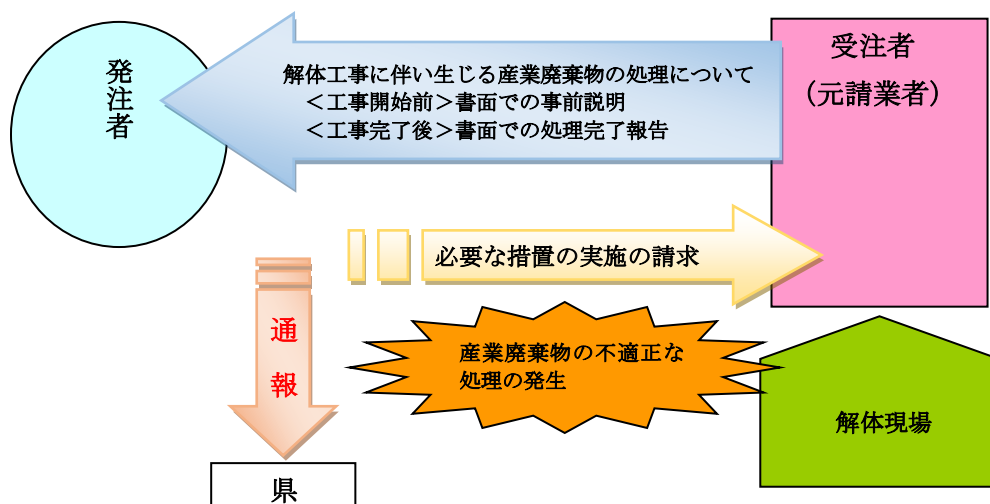
期日：①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

(2) 勧告及び公表（第14条）

- ・ 県は、(1)が適正に履行されなかった場合は、元請業者に必要な措置を講ずることを勧告する場合があります。
- ・ また、勧告を受けた元請業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表する場合があります。

(3) 発注者の役割（第13条第4項、第5項）

- ・ 解体工事の発注者は、元請業者から説明及び報告があったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理を確認してください。
- ・ 当該解体工事に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し、必要な措置の実施を求め、速やかに県に通報してください。



4 三重県内の土地を所有する皆様へ

(県内の土地を所有、管理、占有する人が対象。県外在住者も含む。)

- ・土地の適正な管理に努めてください。
- ・自分の所有、管理等している土地で土地の利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、県に通報してください。

(1) 所有地等の使用方法等の確認 (第 15 条)

- ・県内の土地を所有、管理する方 (土地所有者等) は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、あらかじめその土地の**使用方法を確認**し、その**使用の状況を確認**するよう努めてください。

(2) 不適正な処理が行われた場合の措置 (第 16 条)

- ・土地所有者等は、所有地等で土地利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、土地利用者に対し、不適正な処理の中止を求め、速やかに**県に通報**してください。

(3) 生活環境保全上の支障の除去等への協力 (第 17 条)

- ・土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、処分者、排出事業者等又は県が講ずる**措置に協力** (注 6) してください。

(注 6 : 協力とは、例えば、測量、産業廃棄物の撤去、ボーリング調査その他の作業のための土地の利用に御協力いただくことです。)

(4) 土地所有者等への指導 (第 18 条)

- ・県は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大や悪化のおそれがある場合は、土地所有者等に対し、**不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置 (立入禁止看板や侵入防止柵の設置など)** を講ずるよう指導することができます。

5 三重県内で産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする皆様へ

法手続きや設置等工事の前に、関係住民等との合意形成手続きを行ってください。

(1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（第19条）

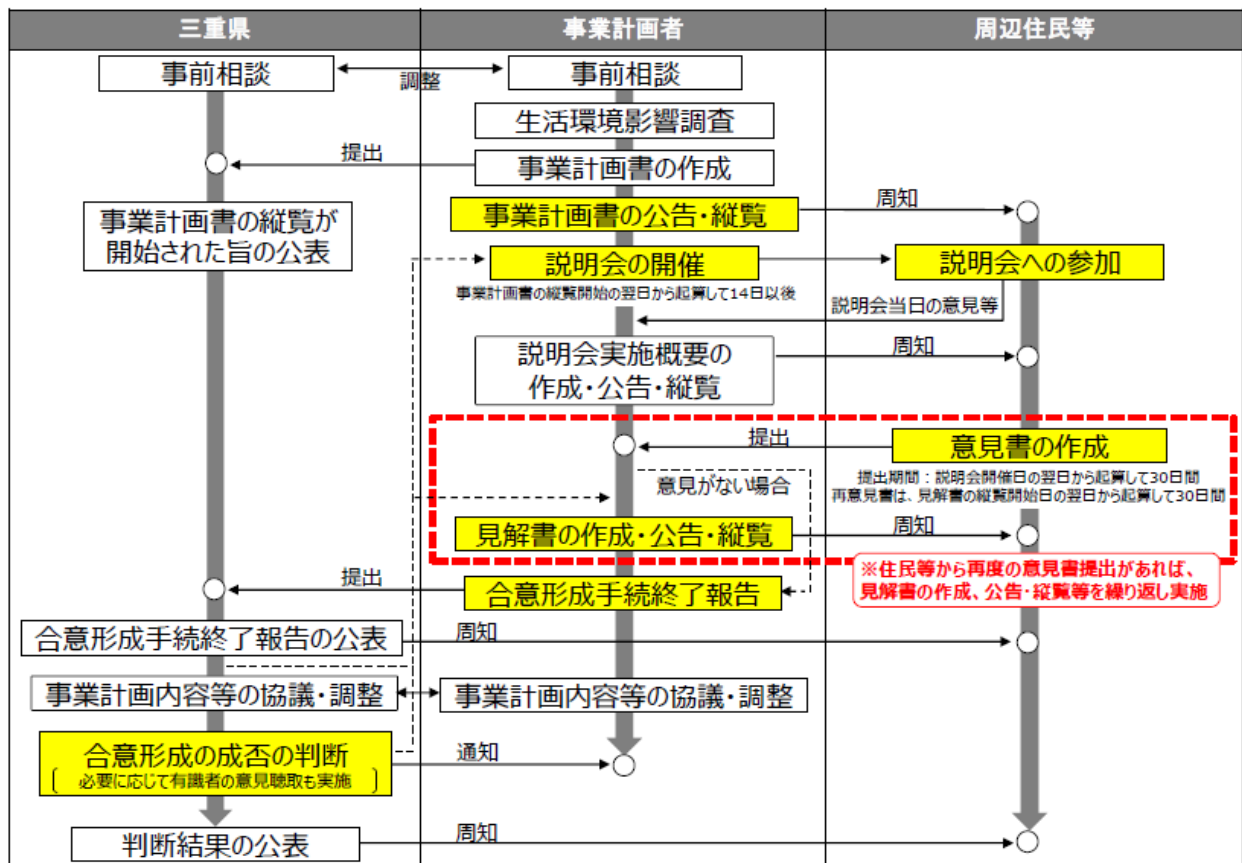
- 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（事業計画者）は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に配慮してください。

(2) 合意形成手続（第20条）

- 事業計画者は、法手続きや設置等工事の前に、関係住民等との合意形成手続を実施し、県から手続終了の通知を受けておかなければなりません。
- 当該手続終了の通知の効力は、通知を受けた日から2年です。

《合意形成を図る関係住民等》

- 事業計画地の隣接地（事業計画地の敷地境界から概ね20m以内）の土地所有者等
- 事業計画地の敷地境界から一定範囲内（設置する施設の種別に応じて概ね100～1,000m以内）の居住者等
- 放流水がある場合には、放流地点から下流概ね1,000m以内の河川、水路の管理者等



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

(3) 事業計画書の提出・公告・縦覧（第 21 条・第 22 条）

- ・ 事業計画者は、周辺地域の生活環境影響調査を実施の上、**事業計画書**を作成し、県へ**提出**してください。提出後、その旨等を**公告**し、事業計画書の写しを手続終了まで**縦覧**（インターネットの利用による公表を含む。）してください。
- ・ 県は、事業計画書の写しを関係地域を管轄する**市町に送付**し、事業計画者が縦覧を開始したときはその旨を**公表**し、事業計画書の写しを手続終了まで関係地域を管轄する地域機関で**閲覧**に供します。（合意形成手続終了報告書の提出があったときも同様とします。）

(4) 説明会の開催等（第 23 条）

- ・ 事業計画者は、関係地域の属する市町内において、**説明会を開催**する必要があります。
- ・ 説明会の開催後、その**説明会の実施状況の概要**を、速やかに**公告**し、**縦覧**（インターネットの利用による公表を含む。）してください。

(5) 関係住民等による意見書の提出（第 24 条・第 25 条）

- ・ 関係住民等は、説明会開催日の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、事業計画者に対し、**生活環境保全上の見地からの意見**を記載した意見書を提出することができます。
- ・ 事業計画者は、関係住民等からの意見等に対する**見解書**を作成の上、**公告**し、手続終了まで**縦覧**（インターネットの利用による公表を含む。）してください。
- ・ 関係住民等は、見解書の縦覧開始日の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、当該見解書について、再度、意見書を事業計画者に提出できます。

(6) 合意形成手続終了の報告等（第 26 条～第 30 条）

- ・ 事業計画者は、(3)～(5)の手続を適切に実施し、**関係住民等との合意形成が図られたと判断した場合**に、**合意形成手続終了報告書**を県に提出することができます。
- ・ 県は、関係行政機関に照会を行うとともに、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査した上で、事業計画者及び関係行政機関に**手続終了を通知**するとともに、その旨を**公表**します。
- ・ 事業計画を変更しようとするときは、**変更事業計画書**を県に提出するとともに、**改めて(3)～(5)の手続**を適切に実施してください。（ただし、規則で定める軽微な変更を除く。）
- ・ 事業計画を廃止したときは、遅滞なくその旨を県に**届け出**るとともに、**公告**してください。

(7) 許可の取扱い等（第 31 条・第 32 条）

- ・ 県は、事業計画者が条例による**合意形成手続を適切に実施しないまま、廃棄物処理法に基づく許可申請を行った場合**には、廃棄物処理法で規定される**欠格要件に該当する又は許可基準に適合していないものと判断**することができます。
- ・ また、合意形成手続を適切に実施しない事業計画者に対し、必要な手続を実施するよう**勧告**し、勧告を受けた者が正当な理由なく、必要な手続を実施しないときは、その旨及び勧告の内容並びに事業計画者の**氏名又は名称を公表**する場合があります。

(8) 適用除外（第 34 条）

- ・ 工業専用地域への処理施設の設置等や周辺環境へ与える影響が増大しない施設の更新等の場合には、原則として本手続に係る規定の適用は除外されます。この場合、適用除外要件の該当性を判断するため、**事前に県と協議**する必要があります。

6 三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ皆様へ (収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者が対象)

- ・ 毎年度の産業廃棄物の処理の実績について、県に報告してください。
- ・ 報告を怠った場合は、氏名等を公表します。

(1) 産業廃棄物の処理状況の報告等 (第 35 条)

- ・ 三重県の許可を有する産業廃棄物処理業者は、前年度に処理した産業廃棄物の種類及び数量、並びに受託した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地等について、**毎年 6 月 30 日までに県に報告**してください。
- ・ 県は、産業廃棄物処理業者が報告をしないときは、その産業廃棄物処理業者の氏名や産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号等について、**公表**することができます。
- ・ 報告の内容はその報告に関する事務を取り扱う県庁又は地域機関で閲覧することができます。

(2) 罰則 (第 44 条)

- ・ 虚偽の報告を行った場合は、**10 万円以下の罰金**に処されます。

7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者の皆様

P C B 廃棄物の紛失や、破損等の事故が発生した場合は、直ちに回収等の措置を講じるとともに、速やかに県に届け出てください。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等 (第 37 条)

- ・ P C B 廃棄物を県内で保管する事業者の方は、保管中の P C B 廃棄物を紛失したときには、**直ちに紛失の状況について調査**し、紛失した P C B 廃棄物を**回収する措置**を講じてください。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等 (第 38 条)

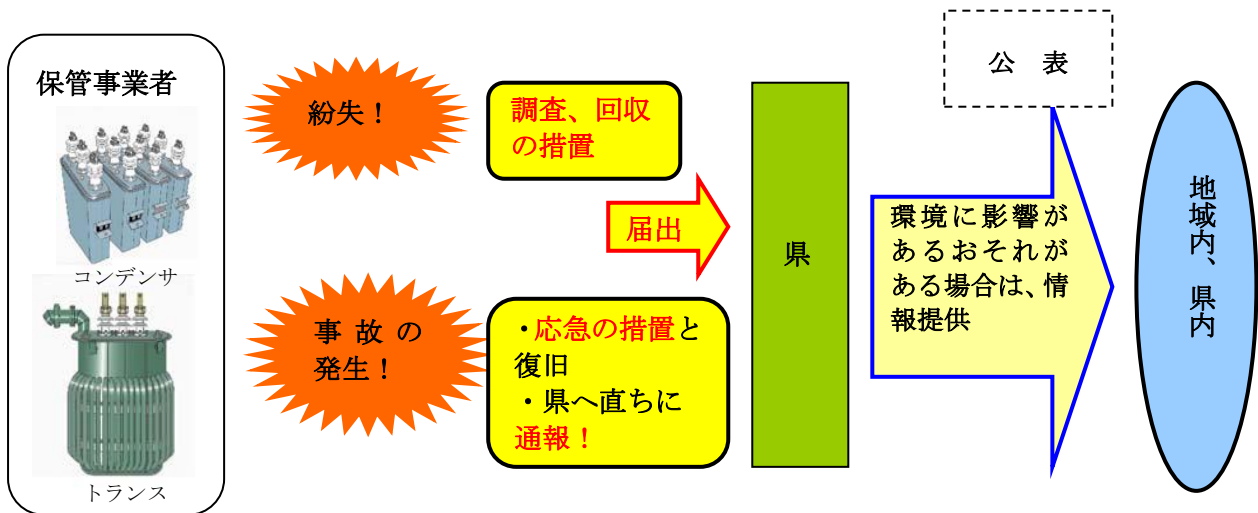
- ・ P C B 廃棄物を保管する事業者は、P C B 廃棄物を保管する施設の故障、破損などの事故により、P C B 廃棄物が飛散、流出、地下に浸透して生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について**応急の措置**を講じ、かつ、**速やかに復旧**するよう努めてください。また、この場合、**直ちにその事故の状況を県に通報**しなければなりません。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等 (第 39 条)

- ・ 保管中の P C B 廃棄物の紛失や事故があった場合は、紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講じるとともに、紛失や事故時の状況や、再発防止のための必要な措置などについて、県に届け出なければなりません。
- ・ 県は、紛失や事故の届出があったときは、**届出の内容を公表**することがあります。
- ・ 県は、届出があったときは、紛失又は事故の発生した場所の所在する**市町に通知**します。

(4) 罰則 (第 43 条)

- ・ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、**20 万円以下の罰金**に処されます。



8 その他

1 行政処分等の公表（第 36 条）

- 県は、下記の**行政処分**を行った場合は、その内容を県のホームページ等で**公表**します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の違法な交付に関する命令

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の業許可取消

産業廃棄物処理施設の改善命令や施設の使用停止命令

産業廃棄物処理施設許可取消

基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合の改善命令

原因者、排出事業者等に対する措置命令

土地の形質変更に関する措置命令

ポリ塩化ビフェニル廃棄物が期限内に処分されなかった場合の改善命令

- 県は、改善命令に係る改善措置等の報告があったときはその内容を公表する場合があります。

2 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取（第 40 条）

- 県は、不適正に処分された産業廃棄物による生活環境の保全に関する支障の除去等を原因者等に命じる場合は、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くこととしています。

3 報告及び検査等（第 41 条、第 44 条）

(1) 報告及び検査（第 41 条）

- 県は、この条例の施行に関して、排出事業者や産業廃棄物処理業者、県外から産業廃棄物を搬入する事業者若しくは PCB 廃棄物を保管する事業者に対し、産業廃棄物の保管や処理の方法、その他必要な事項に関し**報告**を求める場合があります。また、三重県職員が上記の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を**検査**する場合があります。

(2) 罰則（第 44 条）

- 事業者等が（1）で求められた報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、検査を拒否、妨害、忌避したりした場合は、**10 万円以下の罰金**に処されます。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の概要

第1章 総則（第1条～第6条）	第1条・第2条 目的、定義 第3条～第6条 県、事業者、処理業者、土地所有者等の責務
第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保（第7条～第36条）	
第1節 事業者等の義務	第7条 処分を委託する場合の確認等 第8条 産業廃棄物の保管場所に係る届出 第9条～第12条 県内搬入に係る届出等 第13条・第14条 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等
第2節 土地所有者等の義務	第15条 所有地等の使用方法等の確認 第16条 不適正な処理が行われた場合の措置 第17条・第18条 生活環境保全上の支障の除去等への協力等
第3節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮	第19条 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等 第20条 合意形成手続 第21条・第22条 事業計画書の提出・公告・縦覧 第23条 説明会の開催等 第24条・第25条 意見書の提出、見解書の公告及び縦覧等 第26条～第30条 合意形成手続終了の報告等 第31条～第34条 許可の取扱い等
第4節 産業廃棄物の処理状況等の透明化	第35条 産業廃棄物の処理状況の報告等 第36条 行政処分等の公表
第3章 PCB廃棄物の適正な管理（第37条～第39条）	第37条・第38条 PCB廃棄物の紛失・事故時の措置等 第39条 PCB廃棄物の紛失時等の届出等
第4章 雑則（第40条～第42条）	第40条 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取 第41条・第42条 報告及び検査等
第5章 罰則（第43条～第46条）	第43条【20万円以下の罰金】PCB廃棄物の紛失時等の届出義務違反 第44条【10万円以下の罰金】 ・産業廃棄物保管場所の届出義務違反 ・産業廃棄物処理状況の虚偽報告 ・報告徴収、立入検査拒否、妨害等 第45条【科料】産業廃棄物保管場所の変更届出義務違反 第46条【両罰】第43条、第44条の罰則については、違反等行為者だけでなく、法人等にも同額の罰金

お問い合わせ・ご相談先

三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 TEL:059-224-2475/3310 〒514-8570 津市広明町 13 番地	届出等を行う地域機関		
	桑名 0594-24-3624 津 059-223-5083 伊賀 0595-24-8078	四日市 059-352-0593 松阪 0598-50-0530 紀北 0597-23-3469	鈴鹿 059-382-8675 南志 0596-27-5405 紀南 0597-89-6937